

下関市中小企業大学校研修生派遣事業補助金制度

市内に存する事務所又は事業所に勤務する者を研修生として中小企業大学校に派遣し、中小企業大学校が実施する研修を修了させるものに係る経費の一部を補助する制度です。

1 補助対象者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の国の施策の対象とする中小企業者

2 補助事業

補助対象者がその市内に存する事務所又は事業所に勤務する者を研修生として中小企業大学校に派遣し、中小企業大学校が実施する研修（以下「研修」という。）を修了させるもの

3 補助対象経費

研修に係る受講

4 補助金の額

補助対象経費の額の2分の1（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）又は5万円のいずれか低い額

※1 補助対象者に対する同一年度内における補助金の交付回数は、1回限りとします。

※2 予算の範囲内において、申請者の状況により補助額が調整される場合があります。

5 申請期間

補助金交付申請に当たっては、事前に産業振興課工業係(083-232-7214)までご相談ください。

【手続の流れ】

- ① 研修の修了後、「補助金交付申請書兼実績報告書」を産業振興課へ提出
- ② 市による審査後、「交付決定通知書兼確定通知書」を送付（3月中旬）
- ③ 「補助金請求書」を産業振興課に提出
- ④ 市から補助金を交付